

## 取消権の期間の制限 管業 H28-03-1 <<#429>>

【問】 正誤をつけよ。

売主の詐欺によりマンションの一住戸の売買契約が締結された場合、買主の意思表示の取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないとき、また意思表示の時から20年を経過したときは消滅する。

【答え】 正しい

### 《ポイント》 取消権の期間の制限

取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から20年を経過したときも、同様とする。（民法 126 条）

⇒ 未成年者の制限行為能力を理由とした取消権は、未成年者が成年に達した時から起算され、5年で消滅する。